

埼玉県病院薬剤師会 生涯研修センター 研修認定薬剤師制度 実施要綱

1. 目的

埼玉県病院薬剤師会生涯研修センター（以下、「本センター」という）の会則にある目的を達成するために、薬剤師業務を遂行する上で必要な保健・医療・福祉に関する知識・能力・技能を啓発高揚する研修を実施することを目的とする。

2. 認証対象の研修

認定対象の研修は以下のとおりとする。

(1) 集合研修・同時配信型研修

- ① 同一時間に同一会場（複数の会場をオンライン接続し同時開催する場合はメイン会場およびサテライト会場を含む）において開催される下記ア～ウに該当する研修会・講演会・勉強会・学会等（以下、「研修会等」という）
- ② 同一時間にオンライン接続して、自宅や職場等で受講する下記ア～ウに該当する研修会等

ア：本センターが主催または共催する研修会等で研修単位を発行するもの

イ：本センターに研修実施団体として登録済みの学術団体・職域団体（以下、集合研修会実施機関という）が主催または共催する研修会等で、本センターの研修単位を発行するもの

ウ：薬剤師認定制度認証機構（以下、「CPC」という）が認めた実施機関（以下、「プロバイダー」という）が主催または共催する研修会等で、その実施機関の研修単位を発行するもの

(2) グループ研修

集合研修に該当しない小規模な研修（病院内・病院グループ内・大学内・地域等の研修会等）

(3) 実習研修

実習を行なう実施機関が事前に実習依頼機関（実習受講者）の依頼を受けて実施する研修

(4) 収録型研修

プロバイダーが実施しているインターネットや DVD、テキストを利用した通信講座による研修

(5) その他研修

他の学術団体・職域団体が実施する研修

3. 研修内容

研修内容は薬剤師業務を遂行する上で必要な保健・医療・福祉に関する知識・能力・技能を啓発高揚するために必要なものとし、以下の内容を含むものとする。

(1) 基礎薬学・医療薬学・衛生薬学・医療関連法制度等

- (2) 薬事関係法規、医療倫理等
- (3) 医療経済学、患者心理学等
- (4) その他

4. 研修の単位基準

(1) 集合研修・同時配信型研修

90分を1単位とし、1日4単位を上限とする。複数日にわたって行われる場合は2日間6単位、3日間9単位を上限とする。

ただし、各プロバイダーが認定した場合はこの限りではない。(2. 集合研修・同時配信型研修(1)②ウ)

なお、学会発表を除き研修会の講師には担当時間20分以上につき別途、1単位を付与する。

(2) グループ研修

2時間で1単位とする。1日4単位を上限とする。複数日にわたって行われる場合は2日間6単位、3日間9単位を上限とする。

なお、研修時間の1時間単位での積算を認める。

(3) 実習研修

2時間で1単位とする。1日4単位を上限とする。複数日にわたって行われる場合は2日間6単位、3日間9単位を上限とする。

(4) 収録型研修

各プロバイダーが実施しているインターネットやDVD、テキストを利用した通信講座を受講後付与された研修単位を認める。

(5) その他研修

前項2(5) その他研修で付与された研修受講シールはその単位を認める。

5. 研修参加費

(1) 研修会等では研修参加費を参加者から徴収する。この参加費は会場費、講師料等の研修会運営に充てる。

(2) 研修参加費は研修会場、講師等の状況によりその都度、本センターで決定し、金額・徴収方法については研修会ポスターに明記する。

6. 研修認定薬剤師の新規および更新認定

(1) 新規研修認定には最初の単位取得日より4年以内に、40単位の取得が必要である。ただし毎年5単位以上を取得していなければならない。

(2) 新規研修認定後は3年ごとに更新を受けねばならない。この場合30単位以上の取得が必要である。ただし毎年5単位以上を取得していなければならない。

(3) グループ研修・実習研修は最初の単位取得日よりまたは更新を受けた日より換算して各々年間5単位を上限とする。

(4) 収録型研修において付与された研修単位は認定1申請につき、10単位

を上限とする。

- (5) 認定期間内において、下記の特別の事由により所定の単位取得ができなかった場合、申請により原則1年を限度として認定期間の延長を認める。特別の事由とは、妊娠出産、疾病による長期入院、および長期海外出張等やむを得ないものをいう。

ただし、特別な事由により研修会に参加できなかったと申請があった期間中に取得した単位は認定の対象外とする。

- (6) 研修認定薬剤師の取り消し

①以下のア～ウに該当する者はその認定を取り消す。

ア：薬剤師の資格を失った者

イ：薬事に関し犯罪または不正行為があった者

ウ：上記のほか薬剤師として著しく不適正な行為のあった者

②認定を取り消そうとするときは予め、当該者にその旨を通知する。

また、当該者より求めがあった時はその者の意見を聞く機会を設ける。

7. 研修の記録および単位修得の証明

- (1) 研修の記録

本センターが発行する「埼玉県病院薬剤師会生涯研修センター 薬剤師研修手帳」(以下「研修手帳」)に「研修受講シール」を貼付することにより記録とする。なお、研修手帳は本センター発足時、本センター入会時および更新認定時に提供する。

- (2) 単位修得の証明

研修受講シールを貼付した研修手帳をもって単位修得の証明とする。

8. 研修受講シールの請求と付与

- (1) 集合研修・同時配信型研修では研修会終了後、その研修会で指定された成果報告書の提出により研修受講シールの付与を行う。

- (2) 集合研修・同時配信型研修以外の研修は研修会終了後、受講者は下記書類の提出にて研修受講シールを請求できる。

ア：受講単位請求書【様式4】

イ：プログラムまたはポスター(写し)

ウ：研修受講シール請求時の研修レポート【様式5】

(1回の研修につき300字以上)

エ：受講を証明するもの

本センターでは請求に基づいて審議のうえ研修受講シールを受講者に付与する。

9. 研修認定薬剤師の新規および更新認定の手続

- (1)「前項6の(1)(2)」の要件を満たした場合、下記の書類等の提出にて本センターに対して研修認定薬剤師の認定申請ができる。

ア：研修認定薬剤師新規・更新申請書【様式1】

- イ：認定申請時の研修レポート【様式 2】
- ウ：薬剤師免許証（写し）（新規申請の場合）
- エ：前回認定時の認定証（写し）（更新申請の場合）
- オ：「前項 7 の（1）」の研修手帳
- カ：「後項 12」の費用

- （2）研修認定薬剤師の新規認定日は原則【様式 1】申請書内の「申請日」とする。
- （3）研修認定薬剤師の認定期間は新規の場合は原則、申請時に提出された研修手帳において研修終了とした日の翌日より 3 年間とする。
更新の場合は認定期間満了日の翌日から 3 年間とする。
- （4）本センターは研修認定薬剤師申請書の内容を「申請に基づく認定薬剤師適否評価表」で評価審議のうえ、研修認定薬剤師と認定し、「研修認定薬剤師名簿」に記載し、「研修認定薬剤師証」と「バッジ」を交付する。
なお、申請書類の審査にあたり、委員本人が申請者の場合には、他の委員 2 名が審査を行い、本人は当該審査に関与しないこととする。
- （5）本センター審議で「非認定」となった場合、認定申請者にただちに結果を通知する。その後認定申請者から不服申し立てがあった場合、「申請に基づく認定薬剤師適否評価表」の閲覧および面談を行うことができる。
- （6）「研修認定薬剤師名簿」は本会ホームページで閲覧できる。
- （7）認定手続き時、「研修認定薬剤師証カード」希望者には下記の書類の提出にて「研修認定薬剤師証」とともにこれを交付する。
 - ・公的機関が発行する証明書（写真掲載ページ写し）
 - ・「後項 12」の費用及び写真（カラー顔写真）

10. 特別の事由で期間を延長したい場合

特別の事由で期間を延長したい場合、「認定にかかわる特別の事由による期間延長について」【様式 3】及び出産の場合は母子手帳の 1 ページ目、疾病などの場合は診断書等を添付して申請する。

11. 研修認定薬剤師証の再交付手続

- （1）本センターは研修認定薬剤師が「研修認定薬剤師証」を汚し、破損または紛失した場合、また氏名変更があった場合、再交付することができる。
- （2）前項の申請を行うとき、本センターに「研修認定薬剤師証再交付申請書【様式 6】」を提出することとし、「後項 12」の手数料を納めるものとする。

12. 費用と納入方法

- （1）「研修認定薬剤師証」のみの手数料は次のとおりである。

認定手数料	10,000 円
更新手数料	10,000 円
再交付手数料	3,000 円

- （2）「研修認定薬剤師証カード」申し込み料は次のとおりである。

研修認定薬剤師証カード (写真入り、ホルダーつき)	1,400 円
------------------------------	---------

ア：申し込み時、写真（カラー顔写真、縦 4cm×横 3.5cm）を同封すること

イ：「研修認定薬剤師証カード」には写真のほか、氏名、薬剤師名簿登録番号、初回認定日、認定期限が記入される。

(3) 費用等は現金または振り込みで本センターに納入することとする。なお、納入に関しての手数料等は本人負担とする。

埼玉りそな銀行 北浦和支店 普通 4163659 (一社) 埼玉県病院薬剤師会
--

1 3. 委員会及び会議の開催

本センターは必要事項を検討するために運営マニュアルで定める委員会や会議を適宜開催する。

1 4. 広報

本センターは研修会開催情報を本センターホームページおよび広報誌「埼玉病薬」等による広報を行う。

1 5. 集合・実習研修会実施機関について

(1) 集合・実習研修会実施機関の登録

薬剤師の資質向上を目的としている学術団体・職域団体等は本センターに下記書類にて申請を行うことで本センターの集合・実習研修会実施機関とすることができる。本センターでは申請書に基づいて当該団体の研修会実施状況を評価委員会で審議および評価の上、「集合・実習研修会実施機関登録証」を発行する。

なお「集合・実習研修会実施機関登録証」には原則期限を設けないこととする。本センターでは集合・実習研修会実施機関での研修会開催状況や研修内容について、「集合・実習研修会開催計画書」や「集合・実習研修会終了報告書」等で評価を行い、目的にそぐわない場合には登録を取り消すことがある。

ア：集合・実習研修会実施機関登録申請書【様式 7】

イ：団体規約（または会則等）

ウ：団体役員名簿（3名以上）

エ：会員名簿

(2) 集合・実習研修会開催前の手続き

①主催または共催する研修会について開催予定日 3 週間前までに以下の文書等を用いて申請を行う。

- ア：研修会企画提案書
- イ：研修会開催計画書
- ウ：研修会開催告知文書（ポスター）
- エ：研修受講シールの申請料（納入先前項 12 の（3）参照）

②集合研修会実施機関が集合研修会を開催する時の研修受講シールの申請料は次のとおりとする。

研修会参加人数	1 研修会あたりの金額
50 名まで	1,500 円
51～100 名まで	3,000 円
101～300 名まで	5,000 円
301～1000 名まで	10,000 円
1001 名～	30,000 円

③本センターは申請内容を確認の上、「集合・実習研修会開催計画書の受理書」【様式 8】と研修受講シールを付与する。

（3）集合・実習研修会実施機関の研修会終了後の手続き

主催または共催する研修会終了後 2 週間以内に残余の研修受講シールとともに「集合・実習研修会終了報告書」【様式 9】を本センターに提出する。

16. 本実施要綱の改定については埼病薬理事会の承認を経て施行する。

※ 手続き書類一覧はホームページで公開しているのでダウンロードの上、使用ください。

附 則

本実施要綱は、平成 23 年 6 月 23 日より施行する。

- 一部改正 平成 24 年 6 月 28 日
- 一部改正 平成 25 年 8 月 22 日
- 一部改正 平成 27 年 2 月 26 日
- 一部改正 平成 27 年 10 月 27 日
- 一部改正 平成 28 年 10 月 18 日
- 一部改正 令和 2 年 12 月 15 日